

令和 7 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 2 5 日

担当部・課：危機管理部地域安全推進課〔内線 4 3 2 2〕

① 件 名
石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合の規定の明確化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により勤務等に従事することができない場合、市町村は休業補償を支給することとされているが、休業補償を行わない場合については、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令」に基づき定めている。 令和 7 年 6 月 1 8 日、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、休業補償を行わない場合の規定の見直しが行われた。 【目的】 国の改正省令に合わせ、本市においても消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合における規定を明確化したもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 1 8 年総務省令第 1 1 0 号） 石巻市消防団員等に係る公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 7 7 号） 石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則（平成 1 7 年規則第 2 2 4 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 7 年 6 月 ・非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令公布（令和 7 年 6 月 1 8 日施行） ・石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則の一部改正（令和 7 年 6 月 2 6 日施行）
⑤ 主な内容
石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則において、「留置施設に留置されている場合」を明記する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 消防団員等の公務災害補償のうち、休業補償を行わない場合の適切な運用が図られる。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他